

船舶事故調査報告書

令和4年11月30日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	推進器損傷
発生日時	令和4年3月20日 13時00分ごろ
発生場所	愛知県西尾市佐久島北西方沖 波ヶ埼灯台から真方位317° 2.2海里付近 (概位 北緯34°45.2′ 東経137°00.0′)
事故の概要	プレジャーヨットAdaは、機走により北西進中、ジブに接続されたロープが海中に落下してプロペラシャフトに絡み、同シャフト等が損傷した。
事故調査の経過	令和4年4月6日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーヨット Ada、7.3トン
船舶番号、船舶所有者等	235-25734愛知、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	プロペラシャフトに曲損、ブラケットに折損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 5～6、視界 良好 海象：波高 約1.0m、潮汐 低潮時
事故の経過	<p>本船は、船長及び乗員2人が乗り組んでヨットレースに参加し、折返し地点に設定された生田鼻沖灯浮標を回り、北西方向のゴール地点に向けて帆走で航行した。</p> <p>本船は、約7～8m/sの風速が折返し地点付近から急に強まり、瞬間風速で約12～13m/sの北西風となった状況で、左舷から風を受けて北方向に航行中、船首方向が左方に振れた際、右舷から風を受けて左舷側に傾斜したため、船長及び乗員がセールを縮める作業を行ったところ、セールをマストに繋げているプラスチック製の留め具（以下「本件留め具」という。）が風により複数個破損した。</p> <p>船長は、レースをリタイアすることとし、機走に切り替えて北西進しながら乗員を指揮してセールを降ろす作業に当たっていた。</p> <p>船長は、ジブが風によって激しくはためいており、その勢いで、固定されずにコックピット内に入れていたジブに接続された操作用のロープ（以下「ジブのロープ」という。）の一端が舷外から海中に落下していることに気付かなかった。</p> <p>船長は、突然に機関が停止して本船が運航不能となったので、レースの本部艇に連絡したのち118番通報で海上保安庁に救助を依頼し、救助を待っている間にジブのロープが海中に落下していることを認め、ジブのロープが推進器に絡んだことに気付いた。</p>

<p><b>分析</b></p>	<p>本船は、瞬間風速で約12～13m/sの北西風となり、風により本件留め具が破損した状況で機走中、船長及び乗員がセールを降ろす作業を行う際、ジブのロープの一端が固定されていなかったことから、風に激しくはためくジブの勢いで、コックピット内に入れていたジブのロープの一端が舷外から海中に落下してプロペラシャフトに絡み、同シャフト等が損傷したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、瞬間風速で約12～13m/sの北西風となり、風により本件留め具が破損した状況で機走中、船長及び乗員がセールを降ろす作業を行う際、ジブのロープの一端が固定されていなかったため、風に激しくはためくジブの勢いで、コックピット内に入れていたジブのロープの一端が舷外から海中に落下し、プロペラシャフトに絡んだことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>船長は、本事故後、セールをマストに繋げる留め具をステンレス製に交換した。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヨットの乗員は、ロープ類を適切に固定するとともに海中への落下防止に留意すること。</li> <li>・ヨットの船長は、必要に応じて早めにセールを縮帆するなど、風速等の変化に備えること。</li> </ul>